



令和 8 年 度

# 定 時 総 会 議 案 書

令和 8 年 5 月 1 6 日 ( 土 )  
午 後 2 時 3 0 分 から

ホテルマイステイズ松山  
( 3 階 ドウエミーラ )  
松 山 市 大 手 町 1-10-10  
TEL 089-913-2580 (代)

- ※ 当日ご出席の会員は、この資料を必ずご持参ください。
- ※ 総会当日は「会員証」又は「行政書士証票」を必ずご持参ください。

愛 媛 県 行 政 書 士 会  
松 山 支 部

# 目 次

|              |   |
|--------------|---|
| 令和8年度 定時総会次第 | 1 |
|--------------|---|

## ○議案及び報告事項

|                     |   |
|---------------------|---|
| 第1号議案 令和7年度事業報告について | 2 |
|---------------------|---|

|                     |   |
|---------------------|---|
| 第2号議案 令和7年度決算報告について | 6 |
|---------------------|---|

|         |    |
|---------|----|
| 監 査 報 告 | 13 |
|---------|----|

|                        |    |
|------------------------|----|
| 第3号議案 令和8年度事業計画（案）について | 14 |
|------------------------|----|

|                      |    |
|----------------------|----|
| 第4号議案 令和8年度予算（案）について | 16 |
|----------------------|----|

|  |    |
|--|----|
| 第5号議案 愛媛県行政書士会松山支部における支部役員の選任及び本会役員等の選出に関する規程（案） | 19 |
|--|----|

## ○巻末資料

|             |    |
|-------------|----|
| 令和7年度 新規登録者 | 26 |
|-------------|----|

|           |    |
|-----------|----|
| 令和7年度 逝去者 | 27 |
|-----------|----|

|             |    |
|-------------|----|
| 令和7年度 業務廃業者 | 27 |
|-------------|----|

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 令和7年度 支部還元金対象外者数・事業報告書未提出者数 | 28 |
|-----------------------------|----|

# 令和8年度 定 時 総 会 次 第

司 会 今 宮 大 輔 理 事

- 1 開 会 の こ と ば 盛 川 心 輔 副 支 部 長
- 2 物 故 会 員 に 対 す る 黙 祷 井 上 飛 雄 間 理 事
- 3 支 部 長 挨 拶 岡 田 学 支 部 長
- 4 会 長 祝 辞 木 原 健 二 郎 会 長
- 5 新 入 会 員 紹 介 松 下 夏 子 理 事
- 6 総 会 成 立 宣 言
- 7 議 長 の 選 任
- 8 議 案 審 議 及 び 報 告 事 項  
第 1 号 議 案 令 和 7 年 度 事 業 報 告 に つ い て  
第 2 号 議 案 令 和 7 年 度 決 算 報 告 に つ い て  
監 査 報 告  
第 3 号 議 案 令 和 8 年 度 事 業 計 画 ( 案 ) に つ い て  
第 4 号 議 案 令 和 8 年 度 予 算 ( 案 ) に つ い て  
第 5 号 議 案 愛 媛 県 行 政 書 士 会 松 山 支 部 に お け る 支 部 役 員 の 選 任 及 び 本 会 役 員 等 の 選 出 に 関 す る 規 程 ( 案 )
- 9 議 長 の 退 任
- 10 閉 会 の こ と ば 久 保 将 副 支 部 長

## 第1号議案

### 令和7年度事業報告

#### 1. 事業の概要

平素は、愛媛県行政書士会松山支部の活動について、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。おかげをもちまして、令和7年度の事業も支部会員の皆様のご協力により、充実した施策を実施することができました。

令和7年度事業の基本方針として、今年の定時総会において以下の3項目を定め、その実施にあたりました。

- ①事業の継続的実施のための体制構築
- ②業務研修の充実及び会員相互の融和
- ③行政書士の信用又は品位を害する行為の防止

#### 2. 事業実施結果

令和7年度に実施した事業の概要は、次のとおりです。

##### 【定時総会】

令和7年5月17日（土） ホテルマイステイズ松山

##### 【理事会】

|        |               |
|--------|---------------|
| 第1回理事会 | 令和7年4月21日（月）  |
| 第2回理事会 | 令和7年6月12日（木）  |
| 第3回理事会 | 令和7年9月8日（月）   |
| 第4回理事会 | 令和7年12月12日（金） |
| 第5回理事会 | 令和8年2月24日（火）  |
| 第6回理事会 | 令和8年3月25日（水）  |

##### 【研修会・交流会】

第1回研修会 令和7年8月29日（金） 後日動画配信 有・無

会場 松山市民会館小ホール会議室

テーマ 研修1 風俗営業等許可申請及び届出の手続き及び法改正のポイント  
研修2 風俗営業等許可申請の実務

講師 研修1 愛媛県警察本部生活安全部生活環境課 課長補佐 江藤 宏隆  
研修2 愛媛県行政書士会 松山支部 吉久 俊介 会員

参加者 37名

第2回研修会 令和7年11月26日（水） 後日動画配信 有・無

会場 松山市民会館小ホール会議室

テーマ 研修1 行政書士が行う相続手続業務  
研修2 相続手続の実務

講師 研修1 愛媛県行政書士会 松山支部 小西 光子 会員  
研修2 愛媛県行政書士会 松山支部 渡部 亮太 会員

参加者 57名

第3回研修会 令和8年3月6日(金) 後日動画配信 (有)・無)  
 会場 愛媛県県民文化会館 別館 第13会議室  
 テーマ 研修1 育成就労の制度説明と経営管理の昨年の基準改正について  
 研修2 在留資格手続きの実務  
 講師 研修1 高松出入国在留管理局 松山出張所 入国審査官 松本 亮  
 研修2 愛媛県行政書士会 松山支部 永易 里香 会員  
 参加者 41名

【交流会】

第1回交流会 令和7年8月29日(金)  
 会場 郷土魚料理 銀次郎  
 参加者 26名(うち新入会員等対象者0人)

第2回交流会 令和8年3月6日(金)  
 会場 居酒屋網元別邸  
 参加者 30人(うち新入会員等対象者4人)

【無料相談会】

松山会場

令和7年10月8日(水) 午前9時00分～午後4時30分  
 場所 フジグラン松山5階ギャラリー  
 相談員 26名(うち支部役員10名)  
 相談件数 55件  
 相談内容の内訳 相続関係 35件、各種契約 3件、不動産関係 7件、  
 成年後見関係 1件、土地関係 1件、農地関係 1件、  
 空き家問題 5件、自動車関係 1件

北条会場

令和7年10月21日(火) 午後1時30分～午後3時30分  
 場所 松山市役所北条支所(北条コミュニティセンター)  
 相談員 6名(うち支部役員6名)  
 相談件数 5件  
 相談内容の内訳 相続関係 5件、不動産関係 1件

総相談件数 60件

【伊予市無料相談会】(原則毎月第2金曜日) 会場 伊予市総合保健福祉センター

令和7年9月12日(金) 相談件数 1件  
 令和8年2月13日(金) 相談件数 1件  
 令和8年3月13日(金) 相談件数 1件  
 総相談件数 3件

【松前町無料相談会】(原則毎月第1木曜日) 会場 松前町役場

令和7年10月2日(木) 相談件数 1件  
 令和7年11月6日(木) 相談件数 1件  
 総相談件数 2件

【外国人無料相談会】（原則毎月第2水曜日）会場 松山市男女共同参画推進センター

令和 7 年 7 月 9 日（水） 相談件数 1 件

令和 7 年 12 月 10 日（水） 相談件数 1 件

総相談件数 2 件

【サポート相談】 2 件

①令和 7 年 6 月 17 日（火） 障害者グループホームの申請について

②令和 7 年 7 月 15 日（火） 農地（農家）の引継ぎについて

【支部からのお知らせ】

メールマガジンの発行（研修会の案内、その他） 17 号

【その他】

令和 7 年度会計監査 令和 8 年 4 月 7 日（火） 15 時

次に、事業項目について個別に報告します。

(1) 事業の継続的実施のための体制構築

本会に協力して中予地区の全ての農業委員会、地方局、警察署等を訪問し、パンフレット・立て看板、ポスターを配布するなど、行政書士制度や行政書士業務のPR活動に努めました。

月1回の外国人・伊予市・松前町無料相談会に加え、松山市・砥部町での新規の無料相談会開催の実現に向け協議中です。

研修動画の編集、YouTubeへの投稿を理事でも行えるよう育成し、会員へ速やかに研修内容の情報提供ができるよう円滑な事業の実施を行う体制を整えました。

(2) 業務研修の充実及び会員相互の融和

業務研修は、年間3回実施しました。第1回研修会では、風俗営業等許可申請の基礎知識と法改正、その実務について研修しました。第2回研修会では、行政書士が行う相続手続業務とその実務について研修を行いました。第3回研修会では、育成就労の制度説明と経営管理の昨年の基準改正、在留資格手続きの実務について研修を行いました。いずれも多く支部会員が参加し、具体的な事例について質疑応答や意見交換を行い充実した内容の研修会となりました。

今年度の業務研修は、前半に基礎知識や法改正について、後半はその実務という流れで研修内容を組み立てることができ、実務経験豊富な支部会員のリアルな経験談も聞かすことができ、中身も充実した研修会を開催できました。

また、昨年から引き続きサポート相談員制度の運営方法について整理し、広報することにより、継続して制度を利用していただいております。

(3) 行政書士の信用又は品位を害する行為の防止

10月の広報月間に、中予地区の農業委員会、地方局、警察署等を訪問し、監察板設置の協力依頼や各種資料の配布を通じて、1月の行政書士法の改正の主旨説明、行政書士の業務対応の適正化及び非行政書士の排除についての協力を要請しました。

特に中予地方局建設業係においては、書類の受け渡しの際には行政書士証票の提示を求めることを徹底していただいております。非行政書士の排除ができていると実感しております。各所でこのような窓口を増やし、今後も行政書士の信用・品位を損なわないよう活動を継続していきたいと考えております。

# 令和7年度決算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(単位：円)

## I 収入計算の部

| 勘定科目            |              | 収入の部      |          |  |  | 備考 |
|-----------------|--------------|-----------|----------|--|--|----|
| 款及び項目           | 令和7年度<br>予算額 | 決算額       | 差異       |  |  |    |
| 1 還元金収入         | 1,740,000    | 1,813,000 | △ 73,000 |  | 4月～9月 3,000円× 292名 =876,000円<br>10月～3月 3,000円× 291名 =873,000円<br>1期末還元金 25,000円、2期末還元金 36,500円 |    |
| 合計              | 1,740,000    | 1,813,000 | △ 73,000 |  |  |    |
| 2 助成金収入         | 200,000      | 200,000   | 0        |  |  |    |
| ① 支部助成金         |              |           |          |  |  |    |
| ② 無料相談会<br>交付金  | 140,000      | 152,590   | △ 12,590 |  | 無料相談会交付金、会場使用料補助   |    |
| ③ 支部無料相談<br>助成金 | 110,000      | 48,000    | 62,000   |  | 伊予市、松前町、MIC無料相談助成金   |    |
| 合計              | 450,000      | 400,590   | 49,410   |  |  |    |
| 3 雑収入           | 300,000      | 207,536   | 92,464   |  | ゆうちょ銀行利子、総会お祝い金、その他  |    |
| ① 雑収入           |              |           |          |  |  |    |
| 合計              | 300,000      | 207,536   | 92,464   |  |  |    |
| 当期収入合計          | 2,490,000    | 2,421,126 | 68,874   |  |  |    |
| 前期繰越収支差額        | 2,307,803    | 2,307,803 | 0        |  |  |    |
| 収入合計            | 4,797,803    | 4,728,929 | 68,874   |  |  |    |

## II 支出計算の部

(単位：円)

| 勘定科目  |           | 支出の部         |         |         |                               |                                 | 備考 |
|-------|-----------|--------------|---------|---------|-------------------------------|---------------------------------|----|
| 款     | 及び項目      | 令和7年度<br>予算額 | 決算額     | 差異      |                               |                                 |    |
| I 事業費 | 1 研修事業費   | 100,000      | 0       | 100,000 | 外部講師料                         |                                 |    |
|       | ① 報奨費     | 50,000       | 38,710  | 11,290  | 会場使用料(行政書士会館・愛媛県民文化会館・松山市民会館) |                                 |    |
|       | ② 使用料・賃借料 | 200,000      | 131,000 | 69,000  | 支部研修, サポート相談                  |                                 |    |
|       | ③ 日当      | 30,000       | 0       | 30,000  |                               |                                 |    |
|       | ④ 旅費      | 20,000       | 880     | 19,120  | ゆうちょ銀行振込手数料、研修会備品             |                                 |    |
|       | ⑤ 雑費      | 400,000      | 170,590 | 229,410 |                               |                                 |    |
|       | 小計        |              | 416,000 | 165,000 | 251,000                       | 無料相談会(松山市・北条会場・松前町・伊予市・外国人支援事業) |    |
| 2 広報費 | ① 日当      | 122,000      | 69,000  | 53,000  |                               |                                 |    |
|       | ② 旅費      | 80,000       | 77,000  | 3,000   | 広報月間ポスター及びびラシ作成費              |                                 |    |
|       | ③ 広告宣伝費   | 25,000       | 9,996   | 15,004  | 無料相談会雑費                       |                                 |    |
|       | ④ 消耗品費    | 50,000       | 0       | 50,000  |                               |                                 |    |
|       | ⑤ 交代会費    | 25,000       | 12,590  | 12,410  | 無料相談会会場費                      |                                 |    |
|       | ⑥ 使用料・賃借料 | 10,000       | 330     | 9,670   | ゆうちょ銀行振込手数料、硬貨受払手数料           |                                 |    |
|       | ⑦ 雑費      | 728,000      | 333,916 | 394,084 |                               |                                 |    |
| 小計    |           | 1,128,000    | 504,506 | 623,494 |                               |                                 |    |
| 合計    |           |              |         |         |                               |                                 |    |

| 勘定科目    |           | 支出の部         |             |                        |   |  |
|---------|-----------|--------------|-------------|------------------------|---|--|
| 款及び項目   |           | 令和7年度<br>予算額 | 決算額         | 差異                     | 備考  |  |
| II 管理費  | 1 会議費     |              |             |                        |   |  |
|         | ① 使用料     | 167,000      | 85,687      | 81,313                 | 理事会・監査・総会 会議室使用料等   |  |
|         | ② 懇親会費    | 450,000      | 554,815     | △ 104,815              | 総会懇親会費  |  |
|         | ③ 交流会費    | 300,000      | 187,000     | 113,000                | 支部交流会   |  |
|         | ④ 日当      | 237,000      | 198,000     | 39,000                 | 理事会7回   |  |
|         | ⑤ 旅費      | 79,000       | 71,000      | 8,000                  | 監査1回 (支部長、経理担当理事、監事2名)  |  |
|         | 小計        | 1,233,000    | 1,096,502   | 136,498                |   |  |
|         | 2 事務管理費   |              |             |                        |   |  |
|         | ① 役員報酬    | 420,000      | 420,000     | 0                      | 支部長：70,000円、副支部長：2名×50,000円、<br>理事：7名×30,000円、経理担当：2名×10,000円、<br>監事：2名×10,000円 |  |
|         | ② 日当      | 102,000      | 33,000      | 69,000                 | 議決権行使書集計作業1回、予算編成会議1回、<br>文書封入作業1回、選挙管理委員会5回                                    |  |
| ③ 旅費    | 43,000    | 11,000       | 32,000      |                        |   |  |
| ④ 使用料   | 18,000    | 5,000        | 13,000      | 会場使用料等 (文書発送)、選挙管理委員会  |   |  |
| ⑤ 消耗品費  | 65,000    | 0            | 65,000      | 事務消耗品費                 |   |  |
| ⑥ 印刷製本費 | 155,000   | 149,486      | 5,514       | 議事録並びに総会資料等作成、本会事務局支払分 |   |  |
| ⑦ 通信運搬費 | 160,000   | 118,900      | 41,100      | 郵便、携帯電話、メールマガジン        |   |  |
| ⑧ 慶弔費   | 200,000   | 102,000      | 98,000      | 他士業総会祝金、慶弔規程による        |   |  |
| ⑨ 雑費    | 55,000    | 660          | 54,340      | ゆうちょ銀行振込手数料            |   |  |
| 小計      | 1,218,000 | 840,046      | 377,954     |                        |   |  |
| 合計      | 2,451,000 | 1,936,548    | 514,452     |                        |   |  |
| III 予備費 | 1 予備費     |              |             |                        |   |  |
|         | ① 予備費     | 1,218,803    | 0           | 1,218,803              |   |  |
|         | 合計        | 1,218,803    | 0           | 1,218,803              |   |  |
| 当期支出    | 4,797,803 | 2,441,054    | 2,356,749   |                        |   |  |
| 次期繰越収支差 | 0         | 2,287,875    | △ 2,287,875 |                        |   |  |
| 支       | 4,797,803 | 4,728,929    | 68,874      |                        |   |  |

(注) 款内の流用ができるものとする。

# 正味財産増減計算書

令和 7年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日

(単位：円)

| 科 目       | 金 額      |          |           | 備 考 |
|-----------|----------|----------|-----------|-----|
| I 増加の部    |          |          |           |     |
| 1 資産増加額   |          |          |           |     |
| 当期収支差額    | △ 19,928 | △ 19,928 |           |     |
| 増加額合計     |          |          | △ 19,928  |     |
| II 減少の部   |          |          |           |     |
| 1 資産増加額   |          |          |           |     |
| 備品購入額     |          | 0        |           |     |
| 増加額合計     |          |          | 0         |     |
| 2 資産減少額   |          |          |           |     |
| 減少額合計     |          | 0        | 0         |     |
| 当期正味財産増加額 |          |          | △ 19,928  |     |
| 前期繰越正味財産額 |          |          | 2,307,803 |     |
| 期末正味財産合計額 |          |          | 2,287,875 |     |

# 貸 借 対 照 表

令和 8年 3月 31日

(単位：円)

| 科 目          | 金 額       |           | 備 考       |
|--------------|-----------|-----------|-----------|
| I 資産の部       |           |           |           |
| 1 流動資産       |           |           |           |
| 現金預金         | 2,287,875 |           |           |
| 流動資産合計       |           | 2,287,875 |           |
| 2 固定資産       |           |           |           |
| 什器備品         | 0         |           |           |
| 固定資産合計       |           | 0         |           |
| 資産合計         |           |           | 2,287,875 |
| II 負債の部      |           |           |           |
| 過年度未払金       | 11,000    |           |           |
| 流動負債合計       |           | 11,000    |           |
| 負債合計         |           |           | 11,000    |
| III 正味財産の部   |           |           |           |
| 正味財産         |           |           | 2,276,875 |
| (内当期正味財産増加額) |           |           | -(19,928) |
| 負債及び正味財産合計   |           |           | 2,287,875 |

## 計 算 書 類 に 対 す る 注 記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の評価について

什器備品の減価償却は、定額法による。

(2) 資金の範囲には、現金預貯金、未収金・未払金、前払金・前受金及び立替金・預り金を含めることにしている。

なお、当期末残高は、次項に記載のとおりである。

2. 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

(単位：円)

| 科 目      | 当 期 末 残 高 |
|----------|-----------|
| 通 常 貯 金  | 2,287,875 |
| 次期繰越収支差額 | 2,287,875 |

# 財 産 目 録

令和 8年 3月 31日

(単位：円)

| 科 目                             | 金 額       |           |           |
|---------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| I 資産の部<br>1 流動資産<br>現金預金 ゆうちょ銀行 | 2,287,875 |           |           |
| 流動資産合計                          |           | 2,287,875 |           |
| 2 固定資産<br>備品                    | 0         |           |           |
| 固定資産合計                          |           | 0         |           |
| 資産合計                            |           |           | 2,287,875 |
| II 負債の部<br>1 流動負債               |           |           |           |
| 流動負債合計                          |           | 0         |           |
| 負債合計                            |           |           | 0         |
| 正味財産                            |           |           | 2,287,875 |

# 監 査 報 告 書

愛媛県行政書士会松山支部の令和7年度における収支及び財産の状況を監査いたしました。

令和7年度収支決算について、監査の結果、証憑その他の書類等は適正に処理されていることを認め、ここに報告いたします。

令和 8年 4月 7日

愛媛県行政書士会松山支部

監 事 深見 豪 

監 事 古森 和忠 

令和8年度事業計画（案）

1. 事業計画の基本方針

近年、物価の大幅上昇によるコスト高に直面しております。また、中東情勢の影響により、原油の高騰が懸念されております。

昨年は、行政書士法が改正され、特定行政書士の業務範囲拡大、両罰規定、大きなところでは「いかなる名目によるかを問わず報酬を得て(以下略)」と規定され、非行政書士の活動が大幅に制限することができました。私たち行政書士は「住民と行政の懸け橋」として、行政としっかり連携し、中小企業者や個人事業主をはじめとする住民の皆さまをしっかりと支援していくことが大切であると考えます。

我々行政書士は、今回の改正によりその責務が増し、広い業務範囲を最大限に生かして幅広い知識の習得に向けた業務研修会の開催、会員相互の交流を深めるための交流会、まつやま国際交流センター及び日本政策金融公庫松山支店との連携及び意見交換会など、引き続き積極的に実施してまいります。

松山支部においては、郵送費用の値上げに伴い電子メール等への移行、Web サイトや SNS その他各種媒体を利用した広報活動を行い、支部活動のさらなる活性化を目指します。

令和8年度においては、以上の基本方針をふまえて、次の三つの事項に重点を置いて事業に取り組んでまいります。

- ①事業の継続的実施のための体制構築
- ②業務研修の充実及び会員相互の融和
- ③行政書士の信用又は品位を害する行為の防止

事業の実施に当たっては、支部会員の皆様から忌憚のないご意見ご要望をお聞かせいただくことが、より良い支部活動につながります。どうぞよろしく願いいたします。

2. 事業計画の概要

基本方針に基づき令和8年度の事業内容は、次のとおりとします。

(1) 事業の継続的実施のための体制構築

ア まつやま国際交流センター（M I C）と継続的な相互協力体制の構築を進め、日本政策金融公庫松山支店と改めて協力体制を整え、支部会員の業務の拡大・充実につなげていきます。

イ 支部会員の業務の円滑化のため、また、国家資格者としての信用と品位を保持し、住民と行政の懸け橋となるため、中予地方局、県警本部交通規制課等の関係部署との意見交換会を継続して行います。

ウ 伊予市、松前町及びまつやま国際交流センター（M I C）で実施している各無料相談についても継続して行い、地域の方々に対して行政書士の業務の周知を図ります。また、松山市を含む他の自治体についても、連携できるように交渉を行ってまいります。

エ 松山支部規則のほか関連する規定を整備し、大幅な環境変化に対応します。

オ 本会理事等の選出方法について見直し、他支部の状況について情報収集を行い、選挙の実施の有無を含めた規則及び規定の整備を行います。

カ 電子メールを含め各種 SNS での情報発信、総会議案書を含め文書の電子配布だけでなく、研修会資料等の印刷費抑制を検討します。

キ 支部長選挙においては引き続きあらゆる方法を検討し、より多くの会員の皆様が選挙に参加出来る仕組みを検討し導入をすすめます。

## （2）業務研修の充実及び会員相互の融和

ア 時代のニーズに合致した研修テーマについて情報収集し、最新の情報提供ができて多くの会員が参加できる内容の研修会を企画します。

イ 研修会の撮影を行い、YouTube のプラットフォームを利用した動画配信等を引き続き行うとともに快適な視聴環境を目指し編集スキル等を向上させます。また、ウェブサイトと連携させ、必要な資料をいつでも参照できる仕組みを構築し、研修動画の視聴と合わせて速やかな情報提供を行います。

ウ 多くの会員が参加できる交流会を開催し、会員相互の親睦を図ります。

エ サポート相談員制度の積極的な活用を目指し、チラシの配布、制度の説明、メールマガジンを活用した周知、申込方法の簡略化など、会員の皆様が利用しやすい環境構築を行います。また、未経験業務について新入会員だけでなく、会員の皆様が等しく相談でき等しくスキルアップできる体制構築を検討します。

オ 新入会員向け研修会を企画し、支部役員との意見交換、各種業務の説明、松山支部の各種制度の紹介などを行います。

## （3）行政書士の信用又は品位を害する行為の防止

ア 国家資格者としての信用と品位を保持し、住民と行政の懸け橋となれるように注意喚起していきます。

イ 広報月間の監察活動を通じて、各窓口での聞き取りを実施し、非行政書士の排除に努めるほか対応の悪い人物についての情報収集を行い、必要に応じて本会へ報告を行います。

ウ 各業務を専門としている会員の名簿を整備し、活用を目指します。

# 令和8年度予算案(案)

令和8年4月1日～令和9年3月31日

第3号議

## I 収入計算の部

(単位：円)

| 勘定科目<br>款及び項目 |                 | 収入の部         |              |              |        | 増減  | 備考 |
|---------------|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------|---|----|
|               |                 | 令和7年度<br>予算額 | 令和8年度<br>予算額 | 令和8年度<br>実績額 | 増減     |   |    |
| 1             | 還元金収入           |              |              |              |        |   |    |
|               | ① 本年度還元金        | 1,740,000    | 1,740,000    | 1,740,000    | 0      | 4月～9月 3,000円× 290名 =870,000円<br>10月～3月 3,000円× 290名 =870,000円 |    |
|               | 合計              | 1,740,000    | 1,740,000    | 1,740,000    | 0      |   |    |
| 2             | 助成金収入           |              |              |              |        |   |    |
|               | ① 支部助成金         | 200,000      | 200,000      | 200,000      | 0      |   |    |
|               | ② 無料相談会<br>交付金  | 140,000      | 140,000      | 140,000      | 0      |   |    |
|               | ③ 支部無料相談<br>助成金 | 110,000      | 110,000      | 110,000      | 0      |   |    |
|               | 合計              | 450,000      | 450,000      | 450,000      | 0      |   |    |
| 3             | 雑収入             |              |              |              |        |   |    |
|               | ① 雑収入           | 300,000      | 300,000      | 300,000      | 0      | ゆうちょ銀行利子、他土業総会お祝い金、交流会会員負担分<br>他                              |    |
|               | 合計              | 300,000      | 300,000      | 300,000      | 0      |   |    |
| 当期            | 収入合計            | 2,490,000    | 2,490,000    | 2,490,000    | 0      |   |    |
| 前期            | 繰越収支差額          | 2,307,803    | 2,287,875    | 2,287,875    | 19,928 |   |    |
| 収入            | 合計              | 4,797,803    | 4,777,875    | 4,777,875    | 19,928 |   |    |

II 支出計算の部

(単位：円)

| 勘定科目  |              | 支出の部         |         |   |   | 備考   |
|-------|--------------|--------------|---------|---|---|--|
| 款及び項目 | 令和7年度<br>予算額 | 令和8年度<br>予算額 | 増       | 減 |   |  |
| I 事業費 | 1 研修事業費      | 100,000      | 100,000 | 0 | 0 | 外部講師料  |
|       | ① 報奨費        | 50,000       | 50,000  | 0 | 0 | 会場使用料等   |
|       | ② 使用料・賃借料    | 200,000      | 200,000 | 0 | 0 | サポーター相談員日当5,000円×10回 会員講師料10,000円×6コマ、研修会旅費日当4,000円×10人×3回   |
|       | ③ 日当         | 30,000       | 30,000  | 0 | 0 |  |
|       | ④ 旅費         | 20,000       | 20,000  | 0 | 0 | 研修会雑費  |
|       | ⑤ 雑費         | 400,000      | 400,000 | 0 | 0 |  |
|       | 小計           | 416,000      | 416,000 | 0 | 0 | 無料相談会(松山市・北条会場・松前町・伊予市・外国人支援事業)、チラシ配布旅費5か所、動画編集5,000円×2名×3回、メルマガ作成10,000円×1名、HP作成更新10,000円×1名、広報月間旅費 |
| 2 広報費 | ① 日当         | 122,000      | 122,000 | 0 | 0 |  |
|       | ② 旅費         | 80,000       | 80,000  | 0 | 0 | 支部PRのための広告費(チラシ印刷代等)   |
|       | ③ 広告宣伝費      | 25,000       | 25,000  | 0 | 0 | 無料相談会雑費  |
|       | ④ 消耗品費       | 50,000       | 50,000  | 0 | 0 | 日本政策金融公庫との交流会費   |
|       | ⑤ 交流会費       | 25,000       | 25,000  | 0 | 0 | 無料相談会会場費(フジグラン会場予定)  |
|       | ⑥ 使用料・賃借料    | 10,000       | 10,000  | 0 | 0 | ゆうちょ銀行手数料(振込100円×7名×12か月)  |
|       | ⑦ 雑費         | 728,000      | 728,000 | 0 | 0 |  |
| 小計    | 1,128,000    | 1,128,000    | 0       | 0 |   |  |
| 合計    | 1,128,000    | 1,128,000    | 0       | 0 |   |  |

注) 款内の流用ができるものとする。

| 勘定科目      |              | 支出の部         |           |   |  |
|-----------|--------------|--------------|-----------|---|--|
| 款及び項目     | 令和7年度<br>予算額 | 令和8年度<br>予算額 | 増         | 減 | 備考   |
| II 1 会議費  | 167,000      | 167,000      | 0         | 0 | 理事会7回・監査1回・総会 会議室使用料   |
| ② 懇親会費    | 450,000      | 600,000      | △ 150,000 | 0 | 総会懇親会費   |
| ③ 交流会費    | 300,000      | 250,000      | 50,000    | 0 | 5,000円×20名(新入会員)、3,000円×50名(既存会員)  |
| ④ 日当      | 237,000      | 237,000      | 0         | 0 | 理事会7回(4,000円×10名×7回、4,000円×2名×2回) 監査1回(支部長、経理担当理事、監事2名)  |
| ⑤ 旅費      | 79,000       | 79,000       | 0         | 0 |  |
| 小計        | 1,233,000    | 1,333,000    | △ 100,000 | 0 |  |
| 2 事務管理費   | 420,000      | 420,000      | 0         | 0 | 支部長：70,000円、副支部長：2名×50,000円、理事：7名×30,000円、経理担当：2名×10,000円、監事：2名×10,000円                            |
| ② 日当      | 102,000      | 102,000      | 0         | 0 | 選挙管理委員 5名×4,000×2回(会議2回) 総会打合せ5名×4,000×1回、予算編成4名×4,000×1回、封入3名×1,000円×2回、その他旅費18,000円、その他日当45,000円 |
| ③ 旅費      | 43,000       | 43,000       | 0         | 0 |  |
| ④ 使用料     | 18,000       | 18,000       | 0         | 0 | 会場使用料等(選管2回、文書発送2回等)   |
| ⑤ 消耗品費    | 65,000       | 65,000       | 0         | 0 | 事務消耗品費   |
| ⑥ 印刷製本費   | 155,000      | 155,000      | 0         | 0 | 議事録(総会20,000円、理事会5,000円×7回)、総会資料及び選挙用資料等作成、本会事務局支払分、外注費  |
| ⑦ 通信運搬費   | 160,000      | 160,000      | 0         | 0 | 郵便、携帯電話、メールマガジン  |
| ⑧ 慶弔費     | 200,000      | 200,000      | 0         | 0 | 他士業総会祝金、慶弔規程による  |
| ⑨ 雑費      | 55,000       | 55,000       | 0         | 0 | 支部会員外の慶弔費(電報代)、硬貨預払(110円×20回)  |
| 小計        | 1,218,000    | 1,218,000    | 0         | 0 |  |
| 合計        | 2,451,000    | 2,551,000    | △ 100,000 | 0 |  |
| III 1 予備費 |              |              |           |   |  |
| ① 予備費     | 1,218,803    | 1,098,875    | 119,928   | 0 |  |
| 合計        | 1,218,803    | 1,098,875    | 119,928   | 0 |  |
| 支出合計      | 4,797,803    | 4,777,875    | 19,928    | 0 |  |
| 当期収支差額    | △ 2,307,803  | △ 2,287,875  | △ 19,928  | 0 |  |
| 次期繰越収支差額  | 0            | 0            | 0         | 0 |  |

注) 款内の流用ができるものとする。

## 第5号議案

愛媛県行政書士会松山支部における支部役員の選任及び本会役員等の選出に関する規程（案）について

### 1 規程提案の趣旨

愛媛県行政書士会役員選任規則が改正された場合に備え、柔軟な対応が出来るように改正を行います。

### 2 内 容

愛媛県行政書士会松山支部における支部役員の選任及び本会役員等の選出に関する規程（案）のとおりです。

### 3 施行期日

令和8年5月16日（総会承認の日）から施行する。

愛媛県行政書士会松山支部における支部役員の選任及び本会役員等の選出に関する規程  
(案) 新旧対照表

| 改 正 (案)   | 現 行  |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、愛媛県行政書士会松山支部（以下「支部」という。）規則に定められた役員（以下「支部役員」という。）の選任並びに愛媛県行政書士会（以下「本会」という。）役員等選任規則（以下「本会規則」という。）に規定する副会長、理事、監事及び綱紀委員の候補者のうち、支部から選出する者（以下「本会役員等候補者」という。）の選出について、必要な事項を定める。ただし、本会規則との適用関係に差異がある場合は第6条を除き本会規則に従う。</p> <p>(本会役員等候補者の選出)</p> <p>第7条 本会役員等候補者は、本会の役員等の改選年度に招集される総会において次の方法により選出する。<br/>選出方法については別に定める。</p> <p>(1) 副会長候補者-----総会の前に、<u>本会規則に従い選出された副会長候補者を支部総会に報告する。</u></p> <p>(2) 理事候補者-----総会の前に、<u>本会規則に従い選出された理事候補者を支部総会に報告する。</u></p> <p>(3) 監事候補者-----総会終結までを任期とする支部役員（監事を除く。）により、理事会で選考した後、支部規則第22条第2号の規定に基づき総会に付議すべき事項として議決し、改選年度の総会議案として上程し、可決承認を得て選出する。</p> <p>(4) 綱紀委員候補者-----総会終結までを任期とする支部役員（監事を除く。）により、理事会で選考した後、支部規則第22条第2号の規定に基づき総会に付議すべき事項として議決し、改選年度の総会議案として上程し、可決承認を得て選出する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和8年5月16日（総会承認の日）から施行する。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、愛媛県行政書士会松山支部（以下「支部」という。）規則に定められた役員（以下「支部役員」という。）の選任並びに愛媛県行政書士会（以下「本会」という。）役員等選任規則第2条第1項第二号から第五号までに規定する副会長、理事、監事及び綱紀委員の候補者のうち、支部から選出する者（以下「本会役員等候補者」という。）の選出について、必要な事項を定める。</p> <p>(本会役員等候補者の選出)</p> <p>第7条 本会役員等候補者は、本会の役員等の改選年度に招集される総会において次の方法により選出する。<u>ただし、事情により選挙が困難な場合は本会役員等選任規則に従う。</u></p> <p>(1) 副会長候補者-----総会の前に、<u>当選人を副会長候補者とする郵便選挙又は総会当日にする会場選挙を行い、その投開票結果及び副会長候補者に選出された者を総会に報告する。</u></p> <p>(2) 理事候補者-----総会の前に、<u>当選人を理事候補者とする郵便選挙又は総会当日にする会場選挙を行い、その投開票結果及び理事候補者に選出された者を総会に報告する。</u></p> <p>(3) 監事候補者-----総会終結までを任期とする支部役員（監事を除く。）により、理事会で選考した後、支部規則第22条第2号の規定に基づき総会に付議すべき事項として議決し、改選年度の総会議案として上程し、可決承認を得て選出する。</p> <p>(4) 綱紀委員候補者-----総会終結までを任期とする支部役員（監事を除く。）により、理事会で選考した後、支部規則第22条第2号の規定に基づき総会に付議すべき事項として議決し、改選年度の総会議案として上程し、可決承認を得て選出する。</p> |

# 愛媛県行政書士会松山支部における支部役員の選任及び本会役員等の選出に関する規程(案)

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛県行政書士会松山支部（以下「支部」という。）規則に定められた役員（以下「支部役員」という。）の選任並びに愛媛県行政書士会（以下「本会」という。）役員等選任規則（以下「本会規則」という。）に規定する副会長、理事、監事及び綱紀委員の候補者のうち、支部から選出する者（以下「本会役員等候補者」という。）の選出について、必要な事項を定める。ただし本会規則との適用関係に差異がある場合は第6条を除き本会規則に従う。

## 第2章 支部役員の選任

(支部役員を選任できる者)

第2条 支部役員を選任できる者は、選挙告示日において、支部に所属する個人会員とする。ただし、本会会則（以下「会則」という。）第19条に規定する処分を受け、若しくは処分を終了していない者又は役員等選任規則第5条の規定に該当する者を除く。

(支部役員に選任されることができる者)

第3条 支部役員に選任されることができる者は、前条に規定する者と同様とする。ただし、別表1に定める者を除く。

(支部役員の選任)

第4条 支部役員の選任は、改選を行う支部総会（以下「総会」という。）において次の方法による。

- (1) 支部長-----総会の前に、当選人を支部長とする郵便による選挙（以下「郵便選挙」という。）又は総会当日にする総会出席者による選挙（以下「会場選挙」という。）を行い、その投開票結果及び支部長に選任された者を総会に報告する。
- (2) 副支部長、理事-----前号により選任された支部長が指名し、総会における承認を得る。
- (3) 監事-----第1号により選任された支部長が指名し、総会における承認を得る。

## 第3章 本会役員等候補者の選出

(本会役員等候補者を選出できる者)

第5条 本会役員等候補者を選出できる者は、第2条に規定する者と同様とする。

(本会役員等候補者に選出されることができる者)

第6条 本会役員等候補者に選出されることができる者は、第2条に規定する者と同様とする。ただし、別表2に定める者を除く。

(本会役員等候補者の選出)

第7条 本会役員等候補者は、本会の役員等の改選年度に招集される総会において次の方法により選出する。

選出方法については別に定める。

- (1) 副会長候補者-----総会の前に、本会規則に従い選出された副会長候補者を支部総会に報告する。
- (2) 理事候補者-----総会の前に、本会規則に従い選出された理事候補者を支部総会に報告する。
- (3) 監事候補者-----総会終結までを任期とする支部役員（監事を除く。）により、理事会で選考した後、支部規則第22条第2号の規定に基づき総会に付議すべき事項として議決し、改選年度の総会議案として上程し、可決承認を得て選出する。

- (4) 綱紀委員候補者-----総会終結までを任期とする支部役員（監事を除く。）により、理事会で選考した後、支部規則第22条第2号の規定に基づき総会に付議すべき事項として議決し、改選年度の総会議案として上程し、可決承認を得て選出する。

#### 第4章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第8条 支部役員を選任及び本会役員等候補者の選出を行う総会に先立ち、5人以内の委員で構成する支部選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

(委員の資格)

第9条 委員会の委員は、次の者を除く支部に所属する個人会員の中から選出する。

- (1) 支部役員
- (2) 本会の役員及び監事並びに本会会則施行規則第28条第5項に規定する委員
- (3) 支部長立候補予定者
- (4) 本会役員等立候補予定者

(委員の委嘱)

第10条 委員は、支部長が指名し本人の了承を得て委嘱する。

2 委員に欠員が生じた場合は、前項の規定により補充することができる。

(委員長及び副委員長)

第11条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員に就任後最初の委員会において互選する。

(委員の任期)

第12条 委員の任期は、委嘱の日から役員改選の行われる（総会終了の時）までとする。

(委員会の経費)

第13条 委員会に関する経費は、支部の旅費規程に従い支弁する。

(委員会の運営)

第14条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員就任後最初の委員会は、就任後1か月以内に支部長が招集し、委員会の運営について必要な事項を説明する。

- 2 委員会の会議の議長は、委員長とする。
- 3 委員会の議決は、委員3分の2以上が出席しその過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、委員長は議決に加わることができない。
- 5 委員長は、委員会の運営に関し必要があるときは、支部長に対し委員会に出席を求めて意見を聞くことができる。

(委員会で決議する事項)

第15条 委員会で決議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 選挙告示日
- (2) 立候補受付の期日
- (3) 郵便投票又は会場投票の選挙の方法
- (4) 投票用紙発送の期日
- (5) 郵便投票の期間
- (6) 立候補者の所信表明書面
- (7) その他必要な事項

(その他委員会に必要な事項)

第16条 この規程に定めるものの他委員会について必要な事項は、別に定める。

#### 第5章 選挙の方法

(選挙人名簿)

第17条 委員長は、第2条に規定する支部役員選任をできる者及び第5条に規定する本会役員等候補者を選出できる者（以下「選挙人」という。）名簿を、本会が作成する会員名簿に基づき作成するものとする。

2 選挙人名簿は、本会事務局に備え付け、会員の縦覧に供しなければならない。

(立候補の受付)

第18条 支部長、副会長候補者又は理事候補者に立候補しようとする者（以下「立候補者」という。）は、立候補届に次の各号に掲げるところによる支部に所属する個人会員の署名及び職印の押捺された推薦人名簿を添えて、立候補受付期日に委員会に届けなければならない。この場合、支部長、副会長候補者及び理事候補者については、重複して立候補することはできない。

(1) 支部長については10人以上

(2) 副会長候補者については10人以上

(3) 理事候補者については5人以上

2 前項各号において、推薦人が、2人以上の立候補者を推薦したとき又は立候補者が自身を推薦したときは、その推薦を無効とする。

3 前項の規定により、当該推薦人名簿の有効な推薦人の数が第1項各号に掲げる人数を欠くことになった場合、委員長は、速やかに、当該推薦人名簿を提出した立候補者に対し、相当の期間を定めて不足する人数分に係る推薦人名簿を提出するよう通知しなければならない。

(選挙の告示)

第19条 委員会は、選挙に関する事項を総会開催日の1か月前までに支部会員に対し告示する。

2 告示は、本会事務局に掲示するとともに、支部が管理するホームページに掲載する方法とする。

3 告示の内容については、別に定める。

(選挙の方法)

第20条 選挙は、選挙人による郵便投票又は会場投票とする。

2 投票は、選挙人1人1票とする。

3 前2項に規定するもののほか投票の実施に関する事項は、別に定める。

(選挙運動)

第21条 選挙運動は、公明かつ適正を旨とし、行政書士の品位を汚してはならない。

2 立候補者（その支持者等を含む。）は、投票を依頼する目的で会員の事務所又は自宅を訪問してはならない。

(選挙運動違反者の処置)

第22条 委員会は、前条第1項又は第2項に違反したと認められる場合には、立候補者及びその支持者等に弁明の機会を与え、その事実が明らかに認められる場合は、口頭又は文書で次の処置を行うことができる。

(1) 注意

(2) 勧告

(3) 指示

2 前項の処置を行うためには、選挙の公正を期するため、委員の5分の3以上の議決を経なければならない。

3 委員長は、第1項の処置を行った場合、直ちにその処置について公表しなければならない。この場合において、公表については、第19条第2項の規定を準用する。

(開票の方法)

第23条 開票は、郵便投票については、投票締切日以後から総会の前日までの定められた日、会場投票については、投票締切り後において委員会が行う。

2 委員会は、郵便投票については、郵便局における郵便投票の投票用紙受領及び開票において、会場投票については、開票において、立候補者又はあらかじめ立候補者が指名した立会人1人を立ち合わせることができる。

3 有効投票又は無効投票の確定は、委員長が行う。

4 委員長は、投開票の結果並びに支部長、副会長候補者及び理事候補者に当選した者を、総会の議長指示に従い報告する。

(同数の場合)

第24条 当選人を定めるに当たり得票数が同じである場合は、くじ引きにより当選者を決定する。

2 くじ引きの方法については、別に定める。

(無投票当選)

第25条 立候補者が支部規則第7条並びに役員等選任規則第2条及び別表第1に定める定数以内の場合は、選挙を行わず無投票当選とし、総会における報告については、第23条第4項の規定を準用する。

(立候補者が定数に満たない場合)

第26条 立候補受付期日に立候補者が定数に満たない場合は、理事会が不足する人数の候補者を選出し、本人に就任の承諾を得た後、総会の議長に報告し、議長は出席者に報告する。この場合、理事会は、立候補者の中から選出をすることはできない。

## 第6章 補則

(規程の改廃)

第27条 この規程の改廃をしようとするときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、平成18年5月13日から施行する。

2 平成15年6月14日施行の松山支部役員選任規則は、廃止する。

附 則

この規程は、平成26年5月17日（総会承認の日）から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月13日（総会承認の日）から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年5月12日（総会承認の日）から施行する。

2 愛媛県行政書士会松山支部本会役員等候補者の選出に関する規程（平成26年5月17日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和4年5月14日（総会承認の日）から施行する。

附 則

この規程は、令和6年5月11日（総会承認の日）から施行する。

附 則

この規程は、令和8年5月16日（総会承認の日）から施行する。

別表 1

|     |  |
|-----|--|
| 支部長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 業務歴が 5 年未満の者</li> <li>(2) 会則第10条第 2 項に規定する会費の未納がある者</li> <li>(3) 過去 2 年以内における会則第10条第 2 項に規定する会費納期について遅れたことがある者</li> <li>(4) 過去 5 年以内における会則第59条に規定する業務報告書について、期限内に提出しないことが 2 回以上ある者</li> <li>(5) 過去 5 年以内に綱紀委員会へ諮問をされ会員の権利の停止以上の処分を受けた者及び弾劾罷免を受けた者</li> <li>(6) 過去に綱紀委員会へ諮問をされ訓告の処分を受け 1 年を経過していない者</li> </ul> |
|-----|--|

別表 2

|         |  |
|---------|--|
| 副会長候補者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 業務歴が 5 年未満の者</li> <li>(2) 会則第10条第 2 項に規定する会費の未納がある者</li> <li>(3) 過去 2 年以内における会則第10条第 2 項に規定する会費納期について遅れたことがある者</li> <li>(4) 過去 5 年以内における会則第59条に規定する業務報告書について、期限内に提出しないことが 2 回以上ある者</li> </ul>   |
| 理事候補者   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 業務歴が 1 年未満の者</li> <li>(2) 会則第10条第 2 項に規定する会費の未納がある者</li> <li>(3) 過去 2 年以内における会則第10条第 2 項に規定する会費納期について遅れた者</li> <li>(4) 過去 5 年以内における会則第59条に規定する業務報告書について、期限内に提出しないことが 2 回以上ある者</li> </ul>  |
| 監事候補者   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 業務歴が 3 年未満である者</li> <li>(2) 会則第10条第 2 項に規定する会費の未納がある者</li> <li>(3) 過去 2 年以内における会則第10条第 2 項に規定する会費納期について遅れたことがある者</li> <li>(4) 過去 5 年以内における会則第59条に規定する業務報告書について、期限内に提出しないことが 2 回以上ある者</li> </ul>   |
| 綱紀委員候補者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 業務歴が 5 年未満である者（ただし、業務歴が 2 年を経過し過去の職歴等により理事会で適当と認めた者は除く。）</li> <li>(2) 会則第10条第 2 項に規定する会費の未納がある者</li> <li>(3) 過去 2 年以内における会則第10条第 2 項に規定する会費納期について遅れたことがある者</li> <li>(4) 過去 5 年以内における会則第59条に規定する業務報告書について、期限内に提出しないことが 2 回以上ある者</li> <li>(5) 過去 5 年以内に綱紀委員会へ諮問をされ会員の権利の停止以上の処分を受けた者及び弾劾罷免を受けた者</li> <li>(6) 過去に綱紀委員会へ諮問をされ訓告の処分を受け 1 年を経過していない者</li> </ul> |

## 令和7年度松山支部新規登録者

| 氏 名                 | 事 務 所 所 在 地                      | 登 録 年 月 日 |
|---------------------|----------------------------------|-----------|
| むらかみ まさし<br>村上 将司   | 松山市高砂町1丁目3番地20<br>チェリー高砂プラザ202号室 | R7.5.15   |
| にしやま じゅんじ<br>西山 純治  | 伊予市上三谷2299番地                     | R7.5.15   |
| わしみ りょうや<br>鷺見 凌弥   | 松山市余戸南3丁目3番32号                   | R7.5.15   |
| まつばら とも のり<br>松原 智典 | 松山市南高井町1811番地                    | R7.5.15   |
| い ぢ ち すずむ<br>伊地 智進  | 松山市南江戸5丁目9番9-2号                  | R7.5.15   |
| ふじわら ま き<br>藤原 麻紀   | 松山市枝松5丁目6番48号<br>第3井上ビル205       | R7.6.1    |
| しらいし なほみ<br>白石 なほみ  | 松山市美沢2丁目7番6号<br>第一総合事務所          | R7.6.1    |
| まつむら ゆり か<br>松村 優梨香 | 松山市正円寺4丁目4番12号<br>タウンハウス正円寺102号  | R7.6.1    |
| なかはら そういち<br>仲原 聡一  | 松山市余戸南2丁目20番11号                  | R7.8.1    |
| かんの ひろひこ<br>菅野 博彦   | 東温市南方2500番地                      | R7.8.1    |
| こうど ともゆき<br>香渡 智章   | 東温市北方3213-2<br>エスポワールさくら102号     | R7.11.15  |
| こんどう てつ や<br>近藤 徹矢  | 松山市北梅本町640番地54                   | R7.12.1   |
| いしまる やす ゆき<br>石丸 康幸 | 松山市本町5丁目5番4号<br>A C T Y 本町1F     | R7.12.15  |
| のむら だいせい<br>野村 大成   | 松山市北久米町560番地3<br>安永ビル2階          | R7.12.15  |
| くぼ たかし<br>久保 貴嗣     | 松山市西長戸町69番地5                     | R8.1.1    |
| たかはし ひでかず<br>高橋 秀和  | 伊予郡砥部町宮内592番地1                   | R8.1.1    |
| みずもと まこと<br>水本 誠    | 松山市吉藤4丁目10番24号                   | R8.2.15   |
| くぼおかしんじ<br>久保岡信二    | 松山市小坂3丁目4番22号<br>スペース小倉2F        | R8.2.15   |
| いちすぎなつ か<br>一杉奈津加   | 松山市一番町3丁目3-6<br>センターポイントビル6F     | R8.3.1    |
| かつた ふみお<br>勝田 史生    | 松山市森松町1032番地1<br>アイケンハイツ1階B号室    | R8.3.1    |
| みやわき わたる<br>宮脇 渉    | 松山市千舟町五丁目1番6<br>三宅ビル5階南          | R8.3.15   |
| きど ゆうき<br>城戸 友樹     | 松山市山越1丁目17番26号<br>コーポ山越102号      | R8.3.15   |
| しらいし せい き<br>白石 誠樹  | 伊予郡松前町大字西古泉48番地の3                | R8.3.15   |

開業おめでとうございます  
ご活躍をお祈りします

## ご 逝 去

|                   |                  |             |                 |
|-------------------|------------------|-------------|-----------------|
| おくくぼ<br><b>奥窪</b> | あきら<br><b>陽</b>  | <b>75 歳</b> | 令和 7 年 9 月 26 日 |
| はやし<br><b>林</b>   | のぶお<br><b>宣男</b> | <b>72 歳</b> | 令和 7 年 12 月 8 日 |

つつしんでご冥福をお祈り申し上げます

### 令和 7 年度松山支部廃業者

| 氏 名    | 事 務 所  | 廃業年月日     |
|--------|--|-----------|
| 塚本 清宏  | 松山市竹原 2 丁目 2 番 15 号<br>アリスト・プランズ 906 号       | R 7.7.10  |
| 宮上 信也  | 松山市宮西 2 丁目 7 番 8 号                           | R 7.9.30  |
| 島津 諭   | 松山市本町 1 丁目 2 番 6 号 末広ビル 1 F                  | R 7.9.30  |
| 三好 友也  | 松山市千舟町四丁目 6 番地 10<br>プログレッソ千舟 4 階 4 c        | R 7.10.6  |
| 山之内可奈子 | 松山市居相三丁目 2 番 38 号                            | R 7.10.27 |
| 戸田 健司  | 西条市小松町南川甲 195 番地 3                           | R 7.10.31 |
| 大須賀 裕  | 松山市久万ノ台 839 番地 4                             | R 7.10.31 |
| 玉井 洋三  | 松山市北久米町 560 番地 3                             | R 7.11.30 |
| 古野 一幸  | 松山市一番町二丁目 5 番地 20<br>藤倉ビル 4 階                | R 7.12.31 |
| 泉本 良二  | 松山市富久町 489 番地 2                              | R 8.1.30  |
| 白石 靖二  | 松山市余戸西 2 丁目 3 番 24 号                         | R 8.1.31  |
| 門間 信哉  | 松山市太山寺町 554 番地                               | R 8.2.24  |
| 石丸 宮次  | 松山市本町 5 丁目 5 番 4 号<br>A C T Y 本町 1 F         | R 8.3.23  |
| 西村 利明  | 松山市浅海本谷甲 509 番地 1                            | R 8.3.30  |
| 須藤 貴行  | 松山市本町 6 丁目 6 - 7<br>ロータリー本町 10 階 1009        | R 8.3.31  |
| 神原 雄一  | 松山市竹原 3 丁目 11 番 33 号<br>ユーマー A o k i A 203 号 | R 8.3.31  |

長年の業務ご苦労様でした

## 令和7年度松山支部還元金対象外者数

令和7年度における本会会費を当期内に納入されていない会員数は、第2期1名でした。

会費を当期内に納めなければ、支部還元金の対象とはなりません。支部会員の還元金は、支部を運営していくための大切な収入です。会費の当期内の納入をお願い申し上げます。

## 令和7年分松山支部業務報告書未提出者

令和8年1月31日現在における業務報告書の未提出者は46名でした。業務報告書の提出は、会費納入とともに会員の義務ですので、提出期限を遵守していただくようお願い申し上げます。



令和 8 年度定時総会

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ※令和 8 年 5 月 16 日現在の議決権を有する支部会員数 | 名  |
| (会議の定足数                         | 名) |
| ※本日(5/16) 14 時 30 分現在の出席者数      | 名  |
| ※議決権行使書の提出者                     | 名  |
| ・議決権行使書の内訳                      |    |
| 有効な議決権行使書                       | 通  |
| 無効な議決権行使書                       | 通  |